

回 覧

町民の皆様へお知らせ



国保病院の診療時間外の救急診療休止（令和2年4月1日から）によりご迷惑をお掛けしておりますが、紋別市の医療機関に救急搬送された場合、帰りのハイヤー料金の一部を助成しております。

●助成の対象となる場合

下記の1～6すべてに該当する場合は助成の対象となります。

- 1 滝上町国民健康保険病院の診療時間外となる平日の午後5時から翌日午前8時15分まで及び土日・祝日（終日）に救急車により紋別市の医療機関に搬送された場合
- 2 救急搬送後、入院に至らず公共交通機関（バス）営業時間外にハイヤーを利用して滝上町に帰宅する場合
- 3 救急搬送により紋別市の医療機関を受診した本人であること
- 4 滝上町民であること
- 5 生活保護法による被保護者でない者（生活保護費から申請により別途支給されます）
- 6 ハイヤー会社へ乗車料金を全額支払い済みであること

この助成は、バス【営業時間外】のハイヤー利用に限ります。



裏面もご覧ください

●助成額

ハイヤー料金の3分の2（円未満端数切捨）

（例）紋別市から滝上町までハイヤーを利用して乗車料金が12,000円の場合
・町助成額8,000円（3分の2） ・本人負担額4,000円（3分の1）

●申請書等

滝上町国民健康保険病院の救急診療休止時間において、救急車により紋別市の医療機関に搬送された場合、救急隊から「救急搬送者ハイヤー乗車料金助成申請書」、「救急搬送・ハイヤー利用証明書」をお渡しします。

救急搬送・ハイヤー利用証明書は、助成を受ける場合に必要となりますのでハイヤー降車時に運転手から証明を受けてください。

●申請方法

滝上町役場保健福祉課保健係へ申請が必要となります。
後日、指定する口座に振り込みとなります。

《持参する書類等》

- ・救急搬送者ハイヤー乗車料金助成申請書
- ・救急搬送・ハイヤー利用証明書
- ・領収書
- ・印鑑
- ・振込口座がわかるもの（通帳の写し）

●ハイヤー会社 <滝上町が確認しているもの>

（滝上町） 滝上第一ハイヤー 電話 0158-29-3900

午前零時（深夜）前の連絡であれば、救急搬送後の紋別市への迎えは対応可能です。令和2年4月から毎月第4日曜日は休業となります。

（紋別市） 紋別観光ハイヤー株式会社 電話 0158-23-2222

午後11時以降は乗務員の状況により対応出来ない場合があります。

（紋別市） 紋別交通株式会社 電話 0158-24-2222

平日は翌日午前2時までの受付、週末金曜・土曜日においては翌日午前4時までの受付とします。尚、午前6時より通常営業します。

●問い合わせ先：滝上町役場保健福祉課保健係（電話 0158-29-2111）